



マイナンバーカードのお受取り 夜間開庁 12月14日(火) 19時30分まで

問 市民課 Tel 22-3561

対象 後期高齢者医療制度加入者
検査項目 問診、計測、診察、脂質、肝機能、尿、腎機能、代謝系
健康診査 後期高齢者医療制度加入者に受診券等を発送しています。
対象 令和3年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の方
検査項目 問診、口腔内検査、口腔機能検査

お忘れではありませんか？
年金生活者支援給付金の手続き
 令和3年4月1日時点で年金を受給中で新たに給付金を受け取ることができない方には、日本年金機構から請求書が送付されています。請求書提出していない場合は、給付金を受け取ることができません。(すでに給付金を受給されている方は手続きは不要です)
 また、令和4年1月4日までに請求書が受付されるように提出しなかった場合は、請求した月の翌月分からの支払いとなりますので、お早めに請求書をご提出ください。
 新たに年金を請求される方は、年金の請求手続きを行う際に、合わせて給付金の請求の手続きをしてください。
 給付金専用ダイヤル
 Tel 0570-0514092

後期高齢者医療制度に加入の皆様 健康診査は受けましたか？
 健康診査は令和4年2月末日まで無料で受けることができます。受診券をお持ちで、また健康診査を受けていない方は、この機会にぜひご自身の健康状態をチェックしましょう。

国税庁ホームページから 確定申告(e-Tax)
 所得税・消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページから作成できますので、ぜひご利用ください。

税務署に行かずに確定申告できます！

電子証明書の更新
 ① 電子証明書の有効期限通知書
 ② マイナンバーカード
 ③ 本人確認書類 (マイナンバーカードの暗証番号を忘れた場合)
 ※住所の変更手続き等はできません。
 市民課 Tel 22-3561

マイナンバーカードの受取・更新のための休日開庁
 「個人番号カードの受取をされる方(交付通知書が届いている方)」及び、「電子証明書の更新のお知らせが届いている方」で、平日に来庁できない方を対象に、市役所を開庁します。
 日時 12月26日(日) 8時30分～正午
 持ち物
マイナンバーカードの受取
 ① 交付通知書(はがき)
 ② 通知カード(お持ちの方)
 ③ 住民基本台帳カード(お持ちの方)
 ④ 本人確認書類
 ※15歳未満の方は本人と法定代理人の来庁及び本人確認書類が必要です。

各種診査共通
場所 受診券に同封の一覧に記載されている医療機関
問 和歌山県後期高齢者医療広域連合
 Tel 073-428-6688

年末年始のごみの収集・持込み
 年末年始のごみ収集は、特別収集体制で実施します。令和4年のごみ出しカレンダーをご確認のうえ、お間違いのないようご注意ください。
 ごみの持込みについては、年末年始は混雑しますので、お早めにお願います。

令和4年度償却資産の申告
 償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産(構築物、機械、備品など)のことです。所有者は、毎年1月1日現在の資産状況を市に申告しなければなりません。前年と変更がない場合でも、必ず毎年申告してください。
申告方法 税務課へ申告書提出(郵送可)
 ※令和3年度分を申告された方には書類を送付します。(12月上旬予定)
 ※初めて申告される方は書類をお送りしますので、ご連絡ください。
 ※税の特例を申請する場合は、その申告書を併せて提出ください。
受付期間 令和4年1月4日(火)～令和4年1月31日(月)(郵送必着)

令和3年度 固定資産税(第3期) 国民健康保険税(第6期) 後期高齢者医療保険料(第6期) 介護保険料(第6期)
 納期限は12月27日(月)です。

令和3年度 がん検診
対象者 今年度40～74歳の国保加入者
内容 問診・診察・身体測定・血圧測定・尿検査・心電図・血液検査

令和3年度 健康診査
健康診査センター
 Tel 22-3512
 Tel 82-3223

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584

令和3年度 太陽光発電設備
設置者

10キロワット以上	10キロワット未満
発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	償却資産税申告の対象外です。 ※取得額を経費としていた場合は、事業用となります。

個人(住宅用)
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
個人(事業用) 法人
 事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。
 ※売電収入は、その所得額を申告する必要があります。所得金額が20万円以下の給与・年金所得者であっても、市税申告が必要です。
 ※償却資産の申告対象外としている設備は経費に計上できません。
 税務課 Tel 22-3584



「誰か」のことじゃない。第73回人権週間 12月4日(土)～10日(金)

それぞれの個性や生き方の違いを大切にして、すべての人の人権が尊重される豊かな社会をつくりましょう。

Arida Information

～有田市からのおしらせ～



人口・世帯数
 【令和3年11月1日現在】
 人口 26,795人(前月比-36人)
 男 12,751人 女 14,044人
 世帯数 11,731戸

おしらせ

令和3年秋の褒章

おめでとございます。本市から次の方々が受章されました。

黄綬褒章(業務精励(食品製造業))
 成戸文子氏
 藍綬褒章(社会福祉功績)
 森川文夫氏

市民意識調査を実施します

市の人権施策推進・男女共同参画に関する取り組みを推進していくために、皆様の考えをお聞きする市民意識調査を実施します。

年末年始の状況

調査を実施します。
 無作為抽出した20歳以上の男女千名の市民に対し、12月初旬から調査票を郵送します。
 調査票が届いた市民の皆様には、協力をお願いいたします。
 市民課 Tel 22-3558

市役所・市立病院・保健センター

12月29日(水)～令和4年1月3日(月)は業務を休業します。休業中は、婚姻、出生、死亡などの戸籍の届出に限って、市役所警備室(市役所1階駐車場入口)にて受付します。
 市立病院での緊急時の診察等についてはTel 82-2151までご連絡ください。

有田地方休日急患診療所

年末年始の診療日 12月30日(木)～令和4年1月3日(月)
 時間 10時～16時
 ※受付は15時30分まで
 診療科目 内科・小児科

年末年始のトイレの汲み取り

申込先 各清掃業者
 受付最終日 12月25日(土) 正午まで
 受付開始日 令和4年1月7日(金)
 年末は混雑が予想されますので、お早めにお申込みください。
 有田市清掃組合 Tel 83-6454
 ※平日 8時30分～正午

生活環境課 Tel 22-3565

ごみの種類	持込み先	年末最終日	年始開始日
燃えるごみ・粗大ごみ・その他の不燃物	環境センター (Tel 52-5384)	12月30日(木) 15時まで	1月5日(水) 8時30分～
プラスチック	有田再生資源協同組合 (株)古勝 吉備工場 (Tel 52-2002)	12月29日(水) 17時まで	1月4日(火) 9時～
ビン・缶・ペットボトル	有田再生資源協同組合 (株)古勝 本社 (Tel 63-1131)	12月28日(火) 17時15分まで	1月4日(火) 8時30分～
(資源ごみ) 新聞・雑誌・段ボール・古布・古着	清掃センター (Tel 82-5747)	12月23日(木) 17時15分まで	1月4日(火) 8時30分～